

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について（議案第 7 1 号）

教育支援課

1 改正の理由

- (1) 教育委員会の組織機構の見直しに伴い、学校問題対策専門委員の定数を改める。
- (2) 学校問題対策専門委員の報酬体系を見直す。

2 主な内容

- (1) 学校問題対策専門委員の定数を 1 0 人以内（現行 9 人以内）とする。
- (2) 委員長、副委員長及び委員の報酬額は、次のとおりとする。
 - ア 調査、分析又は報告書の作成に係る業務に従事した場合（市長が認める場合に限る。） 1 時間当たり 1 万円とする。
 - イ 会議に出席した場合
 - (ア) 委員長
1 日当たり 9, 6 0 0 円とする。
 - (イ) 副委員長及び委員
1 日当たり 8, 7 0 0 円とする。

3 施行期日

令和 6 年 6 月 1 日

4 附則で改正する条例

前橋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例